



発行所 ☎730-0012
 広島市中区上八丁堀8番10号
 建設業労働災害防止協会広島支部
 発行人 高見誠一
 TEL(082)228-8250
 印刷所 広島市西区東観音町3番8号
 中外印刷株式会社
 TEL(082)291-4646

定価 40円 送料 60円 毎月1回 10日発行 会員の方は会費に「建災防広島」の購読料が含まれています。 9月号

平成29年度

全国労働衛生週間

本週間 / 平成29年10月1日～10月7日 準備期間 / 平成29年9月1日～9月30日

「働き方改革で見直そう みんなが輝く 健康職場」

今年度のスローガンに新しく「働き方改革」の言葉が入りました。この背景として、職場におけるメンタルヘルス不調で労災請求件数が増加しており、建設業においても精神障害の労災補償請求が108件と初めて100件を超え、福祉関係、医療関係、運輸関係に続き4番目に多い業種になっています。その原因となる出来事の中には、「いじめ嫌がらせ、パワハラ」、「仕事量が大幅に増加した」、「悲惨な事故や災害の体験、目撃をした」などが上位を占めています。一方、脳・心臓疾患による過重労働、過労死事案の労災請求も増加に転じており、請求件数の多い順では、建設業が運送業、販売業、製造業に続いて4位を占めています。こういった状況を見ると、建設業を取りまく職場環境は、仕事相変わらず忙しく仕事に追われ、人手不足で仕事量が益々増え、心身の疲労が蓄積してはいないか、点検・見直しを求められています。職場環境を改善するためには、生産性を高め、賃金、休日など労働条件を見なおし、一人ひとりがゆとりを持ち、仕事と生活の調和を目指す「働き方改革」は待ったなしといわれています。

こういった中で、例年にも増して暑い夏が



来て、一昨年に続き建設現場での熱中症死亡事故がまたも発生してしまいました。今年度は「STOP! 熱中症キャンペーン」を展開し、7月を重点取組期間として、暑さ防止の様々な措置の拡充をお願いしており、朝の点呼で調子の悪い場合、単独作業をさせないことが、被害の拡大化を防止する大きなポイントになることを再確認したいと思います。昨年11月には近隣の現場のほか、ずい道補修工事中に坑内の発電機によるCO中毒で多くの作業員が死傷する災害が続発しました。さらにじん肺、石綿除去作業などの石綿による慢性疾患や、酸欠、熱中症、有機溶剤中毒などの急性の健康障害も建設現場で発生し、常に危険性の把握、評価(リスクアセスメント)、改善や防止措置の確実な実施が求められています。昨日と同じ様な環境でも、何らかの状況変化で大きな事故・災害に直結することが、少なからずあります。

建災防の「平成29年度全国労働衛生週間実施要領」もご参考にされ、この衛生週間を働き方の見直しと具体的な健康障害防止対策の方法について、現状の検証と改善に向けた期間としていただくようお願いします。

目

平成29年度全国労働衛生週間.....	1
広島労働局長から労働災害防止対策の徹底について 要請が行われる！	2
建設業における労働災害防止対策の推進について(要請)	3
職長・安全衛生責任者の能力向上教育が始まりました!!	4
三次分会事務局移転のお知らせ.....	4
建設工事従業者の安全及び健康の確保の推進に関する 法律が公布され、基本計画が策定されています!	4

次

建設工事従業者の安全及び健康の確保に関する基本的な 計画が策定されました。	5
有害性表示対象物質・SDS(安全データシート)交付対象 物質に新たにアスファルトなど10物質が追加されました。	6
災害発生状況.....	7
事務局人事異動のお知らせ.....	7
講習・行事コーナー (平成29年9月～平成29年11月分)	8

建設業の死亡災害が本年7月に昨年総数(4名)となり、広島労働局長から労働災害防止対策の徹底について要請が行われる！

本年7月19日、県内の工場屋根改築工事現場でスレート屋根の鉄板加工に従事していた男性作業員(21歳)が、熱中症で死亡する重大災害が発生しました。

建設業における本年の死亡災害は、交通労働災害2件、車両系建設機械の転落災害に加え、熱中症で4件となり、昨年1年間の死亡災害総数と並び、平成25年から始まった国の第12次労働災害防止計画目標の死亡災害20%減少(5名以下)に赤信号が灯りました。

このような状況から、平成29年7月28日広島労働局長から支部長宛て「建設業における労働災害防止対策の推進について(要請)」により、本年は半年を過ぎた段階で昨年1年間と同数の死亡者が発生し、その内容も従来型の災害発生状況であることから、今後あらゆる機会を通じて傘下の会員事業場に対し、重点的な取組を行うとともに、業界一体となって重点事項を中心に取組を行うよう強い要請がありました。(次ページ参照)

また、支部は各分会に周知をお願いすることはもとより、広島労務研究会、専門工事業団体等県内の関係団体宛て、業界一丸となって取り組まれるよう情報提供をしております。

労働局から、この後7月31日付で「熱中症予防対策の徹底について(要請)」文書が関係業種団体の長宛て発出され、改めて熱中症の死亡事例と重点事項の注意喚起がありました。

労働局長の要請文を踏まえ、1「墜落・転落災害防止対策の徹底」については、足場に係る労働安全衛生規則の改正事項に関する対策の一層の徹底を図るとともに、車両系建設機械の運転における作業計画と転落、接触防止対策の具体的な措置を徹底する必要があること。2「交通労働災害防止対策の徹底」については、高速道路網の整備、人手不足等により、現場への出勤、資材搬送等が北九州、山陰等広範囲に拡大し、長距離運転時の早朝、雨天時などの交通事故が増加している。このため、車両を運転する作業者の負担軽減を踏まえた安全対策について、「交通労働災害防止のためのガイドライン」を基に措置を講じること。3「熱中症予防対策の徹底」については、別途発出された「熱中症予防対策の徹底について」(当支部ホーム・ページ参照)の要請の重点事項の中から、

ア お盆、夏季休暇直後の熱への順化に配慮するとともに、暑さ指数(WBGT値)が基準値を超えると予想される場合、休憩時間をこまめにとる等により作業時間を見直すこと。

イ 被災者の発見の遅れが災害を重大化することから、単独作業を回避すること、水分塩分の積極的な摂取に努め、睡眠不足、前日の大量の飲酒、体調不良など当日の健康状態等の確認をしっかりと行うこと、熱中症に影響がある作業者の持病などの確認により、その日の状況に応じた巡視、声かけ等の配慮を徹底すること。

ウ 熱中症の症状などについて労働衛生教育を行うとともに、異常時の措置(症状に応じた対応フローチャート表)を定め、現場に掲示する等により労働者に周知すること。

等留意いただき、現場管理の徹底にご配慮いただきますようお願いいたします。

広労基発0728第1号
平成29年7月28日

建設業労働災害防止協会広島県支部長 殿

広島労働局長

建設業における労働災害防止対策の推進について（要請）

労働基準行政の推進につきましては、平素からご協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、平成29年における広島県内の労働災害の死亡者数は、7月21日現在で17名となり、昨年1年間の死亡者18名に迫る大幅な急増となっており、極めて憂慮すべき状況にあります。

とりわけ、建設業においては、昨年1年間の死亡者が4名であったのに対し、本年は半年を過ぎた段階で既に昨年1年間と同数の死亡者が発生しています。また、本年の死亡災害の内訳を見ますと、従来型の交通事故2件、墜落・転落災害1件、熱中症1件となっています。

貴協会におかれましては、会報、会合等関係事業者が参集する機会などにおいて、傘下の会員事業場に対し、下半期の重点的な取組をご周知いただくとともに、業界一体となって、特に下記重点事項に取り組んでいただきますよう、特段のご配慮をお願いいたします。

記

1 墜落・転落防止対策

現場に係る改正労働安全衛生規則の円滑な施行を中心とした墜落・転落災害防止対策の一層の徹底

2 交通労働災害防止対策

「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく安全対策の推進

3 熱中症予防対策

ア 暑さ指数（WBGT値）が基準値を超えると予想される場合、作業時間の見直し及び単独作業の回避

イ 異常時の措置を定め、労働者に周知

職長・安全衛生責任者の能力向上教育が始まりました !!

現場における第一線指揮・監督者である職長・安全衛生責任者の職責は人手不足の中一層重要になっており、安全衛生に関する知識・経験が求められています。建災防では職長・安全衛生責任者に就任後、概ね5年程度経過した方に対する法19条の2の「安全管理者等に対する能力向上教育」に準じた教育を、厚生労働省の通達に示されたカリキュラムにて6月29日から開始しました。建災防は、優秀な職長・安全衛生責任者を育成するために、適宜適切な安全衛生教育を提供し、職場の安全を確保すること、ひいては安全意識の高い職長等の企業内外における評価を高めるために、職長・安全衛生責任者のキャリアアップの後押しを致します。

近隣の現場では、臨検監督時に「職長・安責能力向上教育受講」の文書指導を受けたとの、情報もあります。

以下の実施要領によって開催しますので、該当者の方の受講をいただくようお願いいたします。

開催日時：広島会場 平成29年9月5日 午前9時 中特会館3階会議室

呉会場 平成29年9月29日 午前9時 呉建設会館会議室

福山会場 平成29年11月13日 午前9時 福山土木建築会館

広島会場 平成29年12月13日 午前9時 中特会館3階会議室

広島会場 平成30年3月9日 午前9時 中特会館3階会議室

(追加の開催計画ができ次第支部報・ホームページなどでお知らせします。)

受講対象：職長・安全衛生責任者に従事することになった後概ね5年以上経過した者であって、平成13年以降に行われた「職長・安全衛生責任者教育」を受講した者で平成18年以降の「職長のリスクアセスメント教育」を受講した者

または

平成18年以降に行われた「職長・安全衛生責任者教育」を受講した者

受講料：会員 6500円、非会員 7600円 テキスト代：950円

申込方法：建災防広島県支部ホームページから受講申込用紙をダウンロードできます。

三次分会事務局移転のお知らせ

三次分会は以下の通り平成29年9月1日付をもって、事務局を三次建設業協同組合内に移転することになりました。

新住所 〒728 - 0013

三次市十日市東一丁目7番13号

電話番号 0824 - 62 - 4391 (従前と変更なし)

FAX番号 0824 - 63 - 2902 → 0824 - 62 - 6663 (変更あり)

なお

電子メールのアドレス khm62@go8.enjoy.ne.jp

ホームページのアドレスは <http://ww7.enjoy.ne.jp/khm62> (変更ありません)

建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律が公布され、基本計画が策定されています！ 9月に中国地方の推進会議が予定される！

「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」が平成28年12月に成立(本年3月施行)し、これに伴い、国の基本計画が本年6月国交省・厚労省でとりまとめられ公表されました。今後は地方計画を各都道府県が策定する必要があり、中国5県の担当者を集め推進会議が予定されています。

(国の策定した基本計画については次ページの概要を参照してください。)

建設工事の現場での災害により、今なお年間400名もの尊い命が失われており、この中には一人親方等、他の関係請負人の労働者と同様な作業に従事される方も含まれ、特段の配慮が必要とされ、一方建設工事従事者の高齢化などの進行の中、中長期的な担い手の育成など課題を総合的に見直すものです。この法律に基づき、今後具体的な施策が講じられるものと思われます。

建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画が策定されました

平成28年12月16日公布された「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」第8条に基づき、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策の総合的かつ、計画的な推進を図るため、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画が策定され、厚生労働省労働基準局長と国土交通省土地・建設産業局長の両名による通達が発出されました。(平成29年6月9日付け基発第0069第1号、国土専建第9号)その概要をとりまとめました。

はじめに 現状と課題

- ・建設工事の現場での災害により、年間約400名もの尊い命がなくなっていることを重く受けとめ、災害撲滅に向けて一層の実効性ある取組を推進する必要がある。
- ・一人親方等は、他の関係請負人の労働者と同じ様な作業に従事しており、特段の配慮が必要。
- ・建設工事従事者の高齢化が進行しているなか、中長期的な担い手の確保を進めていくことが急務。

第1 基本的な方針

1. 適正な請負代金の額、工期等の設定
2. 設計、施工などの各段階における措置
3. 安全及び健康に関する意識の向上
4. 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上

第2 政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

1. 建設工事の請負契約における経費の適切かつ明確な積算等
 - (1) 安全及び健康の確保に関する経費の適切かつ明確な積算等
 - ・安全衛生経費については、実態を把握するとともに、それを踏まえた適切かつ明確な積算がなされ、下請負人まで確実に支払われる様な実効性のある施策を検討して実施する。
 - (2) 安全及び健康に配慮した工期の設定
 - ・休日等の日数を確保するなど適切な工期が定められる等の環境を整備する。
 - ・施工期間を標準化する等、計画的な発注を実施する。
2. 責任体制の明確化
3. 建設工事の現場における措置の統一的な実施
 - (1) 建設業者間の連携の促進
 - (2) 一人親方等の安全及び健康の確保
 - ・一人親方等が業務中に被災した災害を的確に把握する。
 - ・一人親方等に対して、安全衛生に関する知識習得等を支援する。
 - (3) 特別加入制度への参加促進の徹底
 - ・一人親方で特別加入していない者の実態を把握し、特別加入の積極的な促進を徹底する。
4. 建設工事の現場の安全性の点検等
 - (1) 建設業者等による自主的な取り組みの促進
 - (2) 工法や資機材等の開発及び普及の促進
 - ・i-Constructionを推進するとともに、生産性向上に配慮した安全な工法の研究開発と普及を促進する。
5. 安全及び健康に関する意識の啓発
 - (1) 安全衛生教育の促進
 - (2) 安全及び健康に関する意識の啓発に係る自主的な取組の促進

第3 総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

1. 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上を図るための施策
 - (1) 社会保険等の加入の徹底
 - ・法定福利費を内訳明示した見積書の活用による法定福利の適切な確保、社会保険等の加入の徹底。
 - (2) 建設キャリアアップシステムの活用促進
 - (3) 働き方改革の推進
 - ・適正な工期設定、週休2日制の推進による休日の確保、適切な賃金水準の確保等の改革を進める。
2. 墜落・転落災害の防止対策の充実強化
 - (1) 労働安全衛生法令の遵守徹底等
 - ・安全則の措置に併せて実施することが望ましい「より安全な措置」等の普及と実効性のある対策。
 - (2) 墜落・転落災害防止対策の充実強化
3. 東京オリンピック・パラリンピックに向けた先進的取組
4. 基本計画の推進体制
 - (1) 関係者における連携、協力体制の強化
 - (2) 調査・研究の充実
5. 施策の推進状況の点検と計画の見直し
 - ・策定後2年ないし3年で調査等を行った上で、基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、速やかにこれを変更する。

詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。

有害性表示対象物質・SDS（安全データシート）交付対象物質に新たにアスファルトなど10物質が追加されました。(施行は平成30年7月1日)

平成29年8月3日に公布された「労働安全衛生法施行令の一部を改正する省令」等により、新たにアスファルトなど10物質とそれらを含有する製剤その他のものについて、譲渡、提供する場合のラベル表示、(労働安全衛生法第57条第1項の規定による) SDS交付による化学物質等の名称等の通知(労働安全衛生法57条の2第1項の規定による) 製造・取扱いの際のリスクアセスメント(化学物質等の危険性又は有害性等の調査等)(労働安全衛生法第57条の3第1項の規定による)の措置を講じることとなりました。

一方で従来対象物質に登録されていたシリカのうち、非晶質のものをこれらの措置の対象から除外する改正が行われました。

改正の要点

- (1) 施行期日は平成30年7月1日であるが、施行の際に存在する追加対象物質については、の SDS表示については、平成30年12月31日まで適用しないこととされた。
- (2) シリカ及び結晶質シリカについては、施行日は公布日とする。
- (3) 労働安全衛生法施行令別表第9に追加対象物質を追加すること。

細部事項の留意点

- ア アスファルト：建設業者が舗装・防水工事後、施主に引き渡す際には、当該アスファルト単体又はアスファルトを含有する製剤その他の物は「主として一般消費者の生活の用に供するためのもの」に該当するので、上記 から までの措置の対象にならないものとして、取り扱って差し支えないこと。
- イ ポルトランドセメント：アのアスファルト単体又はアスファルトを含有する製剤その他の物と同様、施工後の譲渡・提供の際には、上記の から までの措置の対象にならないものとして取り扱って差し支えないこと。

令別表第9に新たに定める表示義務及び通知義務の対象となる化学物質等とその裾切値一覧

物質名	CAS番号	裾切値	
		表示 (重量%) (安衛則第30 条関係)	通知 (重量%) (安衛則第34 条の2関係)
アスファルト	8052 - 42 - 4	1%未満	0.1%未満
1 - クロロ - 2 - プロパノール	127 - 00 - 4	1%未満	1%未満
2 - クロロ - 1 - プロパノール	78 - 89 - 7	1%未満	1%未満
結晶質シリカ	14808 - 60 - 7他	0.1%未満	0.1%未満
ジチオリン酸 , - ジエチル - S - (ターシャリ - プチルチオメチル)(別名テルブホス)	13071 - 79 - 9	1%未満	0.1%未満
フェニルイソシアネート	103 - 71 - 9	1%未満	0.1%未満
2、3 - ブタンジオン(別名ジアセチル)	431 - 03 - 8	1%未満	0.1%未満
ほう酸	10043 - 35 - 3	0.3%未満	0.1%未満
ポルトランドセメント	65997 - 15 - 1	1%未満	1%未満
2 - メトキシ - 2 - メチルブタン(別名ターシャリ - アミルメチルエーテル)	994 - 05 - 8	1%未満	0.1%未満
硫化カルボニル	463 - 58 - 1	1%未満	1%未満

上記のCAS番号は例示であり、上記に記載の無いCAS番号が存在する場合もあること。

詳しくは、当支部ホームページ、厚生労働省のホームページを参照して下さい。

平成28年・29年 建設業における事故の型別労働災害発生状況 (労働者死傷病報告による)

広島労働局 (平成29年7月末)

事故の型別	墜落転落	転倒	激突	飛来落下	崩壊倒壊	激突	はね・巻き込まれ	切れこすれ	踏み抜き	高温・低温の物との接触	有害物質との接触	感電	火災	交通事故	動作の反動	その他	合計
平成28年	66	21	10	9	(1) 5	5	13	11	1	0	0	0	0	3	12	0	(1) 156
平成29年	(1) 61	24	6	13	2	7	12	15	0	(1) 1	0	1	1	(2) 6	9	1	(4) 159

()内は、死亡の内数

平成28年・29年 全産業・建設業・署別労働災害発生状況 (労働者死傷病報告による)

広島労働局 (平成29年7月末)

監督署別	全 産 業							建 設 業								
	平成28年			平成29年			増減数	平成28年			平成29年			対前年増減数	対前年増減数 (%)	建設業 / 全産業 (%)
	死亡	休業	死傷計	死亡	休業	死傷計		死亡	休業	死傷計	死亡	休業	死傷計			
広島中央	0	443	443	2	437	439	-4	0	44	44	1	42	43	-1	-2.3	9.8
呉	2	138	140	1	134	135	-5	0	10	10	0	11	11	1	10.0	8.1
福 山	4	287	291	5	300	305	14	1	35	36	2	32	34	-2	-5.6	11.1
三 原	1	82	83	3	96	99	16	0	7	7	0	22	22	15	214.3	22.2
尾 道	0	90	90	2	113	115	25	0	13	13	0	10	10	-3	-23.1	8.7
三 次	0	89	89	1	91	92	3	0	17	17	1	10	11	-6	-35.3	12.0
広島北	0	174	174	1	154	155	-19	0	20	20	0	20	20	0	0	12.9
廿日市	0	146	146	1	134	135	-11	0	9	9	0	8	8	-1	-11.1	5.9
合 計	7	1,449	1,456	16	1,459	1,475	19	1	155	156	4	155	159	3	1.9	10.8

平成29年 建設業死亡災害発生状況

広島労働局 (平成29年7月末現在)

No.	発生日	業 種	職 種	性別	年齢	経験	事故の型	起因物	災 害 発 生 状 況
1	1月	建設設備工事業	電 工	男	20代	4年	交通事故 (道路)	トラック	工事の現場作業が終わり、次の現場に高所作業車を運転して川の土手にある道路を、走行中、対向車と離合する際、運転を誤り、法面をすべり横転し、川に水没し溺死した。
2	2月	電気通信工事業	作業員	男	50代	30年	交通事故 (道路)	トラック	トラックで高速道路を走行中にタイヤがパンクしたため、路側帯に停車し車外に出ていたところ、別のトラックにはねられた。
3	4月	機械器具設置工事業	オペレーター	男	40代	22年	墜落・転落	掘削用機械	調整池の埋立作業のため、ドラグショベルを運転し泥をかき出す作業を行っていたところ路肩を踏み外しドラグショベルごと池の中に転落し、池の泥水を呑み込んで窒息死した。
4	7月	屋根改築工事	配管工	男	20代	4ヶ月	熱中症	暑熱環境	被災者は屋根上で金属製スレートカバーを運搬する作業を行っていたが、当該作業が終了し、地上にて点呼を行ったところ、屋根上で意識を失った被災者が発見されたもの。

事務局人事異動のお知らせ

県支部事務局 (8月1日付)

職 名	氏 名	摘 要
事務局次長	原 田 悟	新 任

広島分会事務局 (9月1日付)

職 名	氏 名	摘 要
事務局長代理	信 濃 愛 子	

平成29年度講習計画

(平成29年9月～平成29年11月末までの計画)

建設業労働災害防止協会広島県支部

建設工事に従事する労働者の
ための安全衛生教育
「建設従事者教育」(6時間)
*要請により、随時実施(支部)

作業主任者技能講習の日程

足場の組立て等	実施場所	担当分会	型枠支保工の組立て等	実施場所	担当分会	建築物等の鉄骨の組立て等	実施場所	担当分会
10月25～26日	広島市	広島	10月11～12日	広島市	広島	9月21～22日	福山市	福山
11月7～8日	福山市	福山	11月21～22日	呉市	呉			
						コンクリート造の工作物の解体等	実施場所	担当分会
地山の掘削及び土止め支保工	実施場所	担当分会				11月28～29日	広島市	広島
10月17～19日	広島市	広島						

特別教育日程

足場の組立て等	実施場所	受付分会	ロープ高所作業(学科のみ)	実施場所	受付分会	自由研削砥石取替え等業務	実施場所	受付分会
9月26日	呉市	呉	10月13日	呉市	呉	9月25日	福山市	福山
10月18日	尾道市	尾道				10月24日	広島市	広島
30日	広島市	広島	巻き上げ機(ウインチ)運転	実施場所	受付分会			
			10月16日	福山市	福山	石綿取扱い作業従事者	実施場所	受付分会
						11月1日	広島市	広島

特別教育に準じた教育日程

振動工具取扱作業従事者	実施場所	受付分会	丸のこ取扱い作業従事者	実施場所	受付分会
10月19日	福山市	福山	9月28日	広島市	広島
11月8日	呉市	呉	10月4日	福山市	福山

統括・職長等各種教育の日程

現場管理者統括管理	実施場所	受付分会	職長・安全衛生責任者教育	実施場所	受付分会	斜面点検者教育	実施場所	受付分会
11月9日	広島市	広島	9月12～13日	広島市	広島	9月27日	広島市	広島
			10月26～27日	呉市	呉	10月10日	三次市	三次
			11月15～16日	広島市	広島			
足場能力向上教育・ 足場点検実務者研修	実施場所	受付分会	職長・安全衛生責任者 能力向上教育	実施場所	受付分会	安全衛生推進者 能力向上教育(初任時)	実施場所	受付分会
10月20日	呉市	呉	9月29日	呉市	呉	11月14日	福山市	福山
11月7日	広島市	広島	11月13日	福山市	福山			
足場能力向上教育のみ	実施場所	受付分会				新総合工事業者のリスクアセスメント	実施場所	受付分会
10月25日	福山市	福山				9月21日	広島市	広島

* 詳細につきましては、支部及び各分会にお問い合わせください。
なお、定数に満たない場合は中止、または、延期する場合があります。

建災防広島県支部 (082) 228 - 8250

広島県支部各分会

広島分会 (082) 228 - 8252
呉分会 (0823) 22 - 6886
福山分会 (084) 924 - 4320

三原分会 (0848) 63 - 9920
尾道分会 (0848) 22 - 8918

三次分会 (0824) 62 - 4391
廿日市分会 (0829) 31 - 0196

ホームページアドレス

建災防広島県支部
建災防広島県支部広島分会
建災防広島県支部福山分会
建災防広島県支部三次分会

<http://www.jcosha-hiroshima.jp/>
<http://www.jcosha-hiroshima.jp/hiroshimabunkai/>
<http://fukubun.sakura.ne.jp/>
<http://ww7.enjoy.ne.jp/~kfm62/>